

学校いじめ防止基本方針(2025 年 4 月改定)

北海道函館西高等学校

1 基本理念

本方針は、人権尊重の理念に基づき、北海道函館西高等学校の生徒一人一人が安全・安心かつ、心身ともに健やかに充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ」の防止及び根絶を目的に策定し、「いじめのない学校づくり」を推進する。

2 いじめの定義と学校及び学校の教職員の責務について

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法 第8条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめの防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめの防止のための措置

① いじめについて、次の基本認識を教職員が共有し、日々の教育実践を行う。

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

② いじめについての共通認識

(ア) いじめの内容 (北海道いじめ防止基本方針 (令和5年3月改定) I 1 (2))

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(イ) いじめの要因 (北海道いじめ防止基本方針 (令和5年3月改定) I 1 (2))

- ・心理的ストレス (過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)
- ・集団内の異質な者への嫌悪感情 (凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)

- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ
- ・金銭などを得たいという意識
- ・被害者となることへの回避感情など

(2) 日常の指導体制（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）Ⅱ3（3））

・教職員は生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。

・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を図る。

・いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を「別紙1」のとおりとする。

※「別紙1」日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見）「いじめ防止対策委員会の設置」

・生徒や保護者等から教職員（部活動顧問）に相談のあった情報を、個々の判断で対処するのではなく、年次団や生徒支援部、いじめ防止対策委員会では相談の有無を確認し、共通理解のもと対処する。

(3) 緊急時の組織的な対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を次のとおりとする。

※「別紙2」緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

(4) いじめに向かわない態度・能力の育成（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）Ⅱ3（3））

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、生徒が多様性を認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る。

例えば、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命の安全教育」の充実を図るとともに、「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、適切な支援を行う。また、「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

① 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくり
- ・人格が尊重され安心して過ごせる集団づくり

② 特別活動や道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

③ 教育相談の充実

- ・担任面談の実施（4月、10月）
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリング（毎月1回）
- ・いじめ相談窓口の周知徹底

- ④ 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会の開催（自分の大切さを実感させる教室等）
- ⑤ 情報教育の充実
 - ・サイバーパトロールによる情報モラル教育の充実
 - ・いじめ予防や情報モラルに関する校内研修会の実施
 - ・行政等の関係機関との情報交換
 - ・講演会の開催（携帯マナー教室等）
- ⑥ 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・開かれた学校づくりの推進
- ⑦ 生徒情報の共有

すべての生徒に対し特性を踏まえた指導や支援が必要と考え、配慮事項等の情報を、進学先学校への引継ぎも含めて教職員間で確実に共有する。

4 いじめの早期発見と見逃しゼロ（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）Ⅱ3（3））

いじめの問題を解決するための最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめの認知に努める。

（1）いじめの発見

いじめを直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

- ① いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン ※別紙3
- ② 教室・家庭でのサイン ※別紙4

（2）相談体制の整備

- ① 相談窓口の設置・周知
- ② 面談の定期的実施

（3）定期的調査の実施

いじめアンケートの実施（年2回）

（4）組織的対応と情報の共有

- ① 報告経路の明示・報告の徹底
- ② 年次会や職員会議等での情報共有
- ③ 要配慮生徒の実態把握と情報共有
- ④ 進級時における情報の引継ぎ
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 関係機関や他校との連携

5 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援に努める。なお、個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努めさせる。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努めさせる。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談された場合は、複数の教員で対応して学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など教員が間に入って関係調整が必要となる場合

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

- ・必要に応じて管理職が対応することにより解決の糸口を見出す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。関係機関とは情報交換だけではなく、課題を共有し一体となった対応に努める。

① 渡島教育局との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係（市の福祉課や社会福祉協議会など）との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

① 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めた場合。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

① 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。

② 北海道教育委員会の指導助言を踏まえ、当該事態に対応する方針を決定する。

③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

7 警察との連携

重大ないじめ事案、次のような犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案やインターネット上で拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関係のいじめ事案が発生した場合、教育的配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警

察に相談・通報を行い適切な助言を求め対応をする。

- (1) 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- (2) 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- (3) 傷害（刑法第 204 条） 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
- (4) 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- (5) 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- (6) 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- (7) 名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、第 231 条） 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- (8) 窃盗（刑法第 235 条） 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
- (9) 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- (10) 器物損壊等（刑法第 261 条） 自転車を壊す。制服をカッターナイフで切り裂く。
- (11) 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。
- (12) 私事性的画像記録提供（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条） 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

8 いじめの解消

いじめが「解消している」状態として、次の 2 点をもって判断基準とする。いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断する。

- (1) いじめに係わる行為が止んでいること。
 - ・ 心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が 3 か月以上継続している。
 - ・ 被害の重大性等から、必要な場合はさらに長期の期間を設定する。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・ 判断する時点で、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。
 - ・ 苦痛を感じていないことを被害生徒およびその保護者に面談等で確認する。

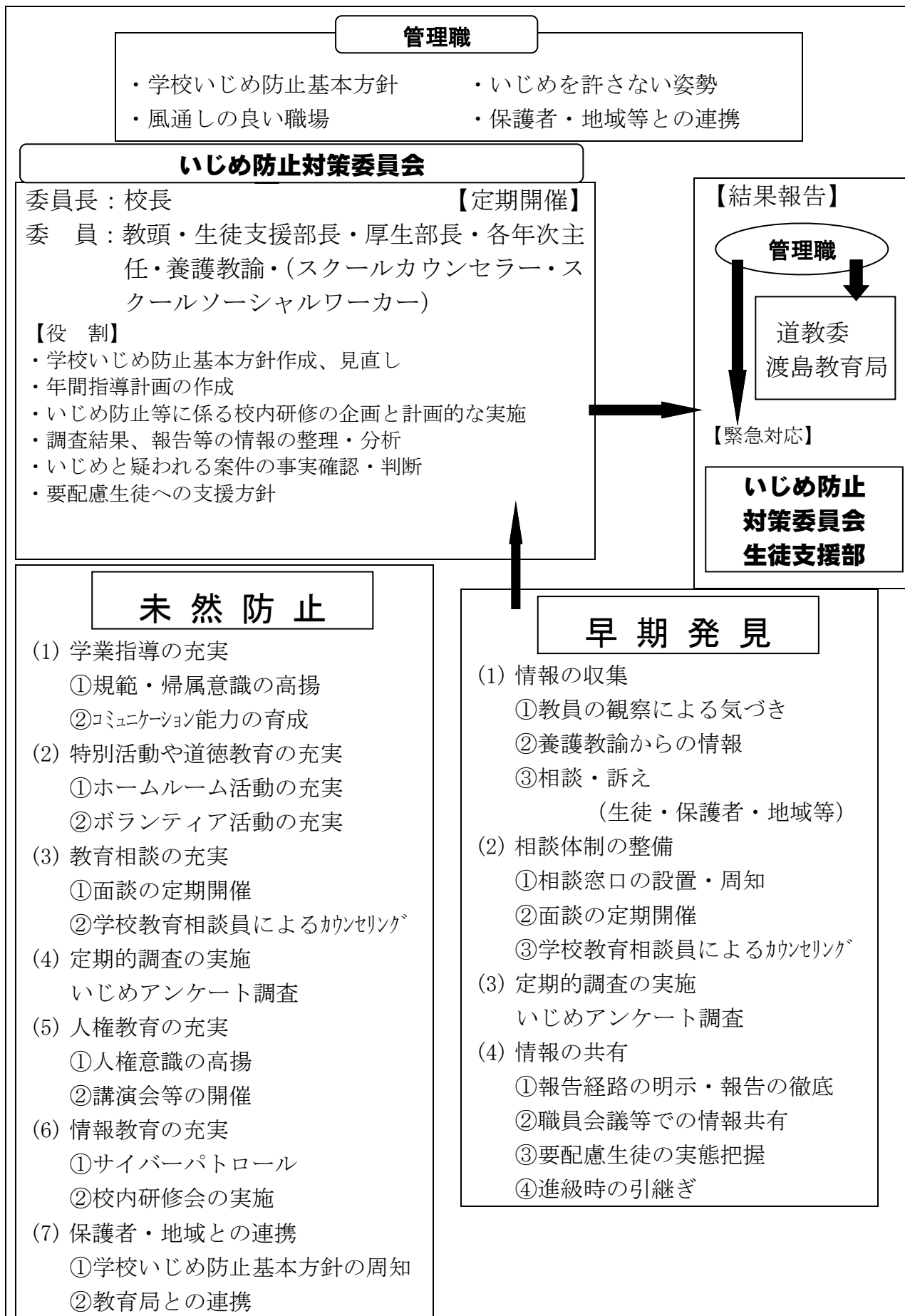
9 本方針の点検・見直し

- ・ 本方針は、いじめ防止対策委員会において毎年点検を行い、学校ウェブページを通じて公開する。
- ・ 本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ・ 本方針を見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして生徒の意見を取り入れた方針となるよう努める。

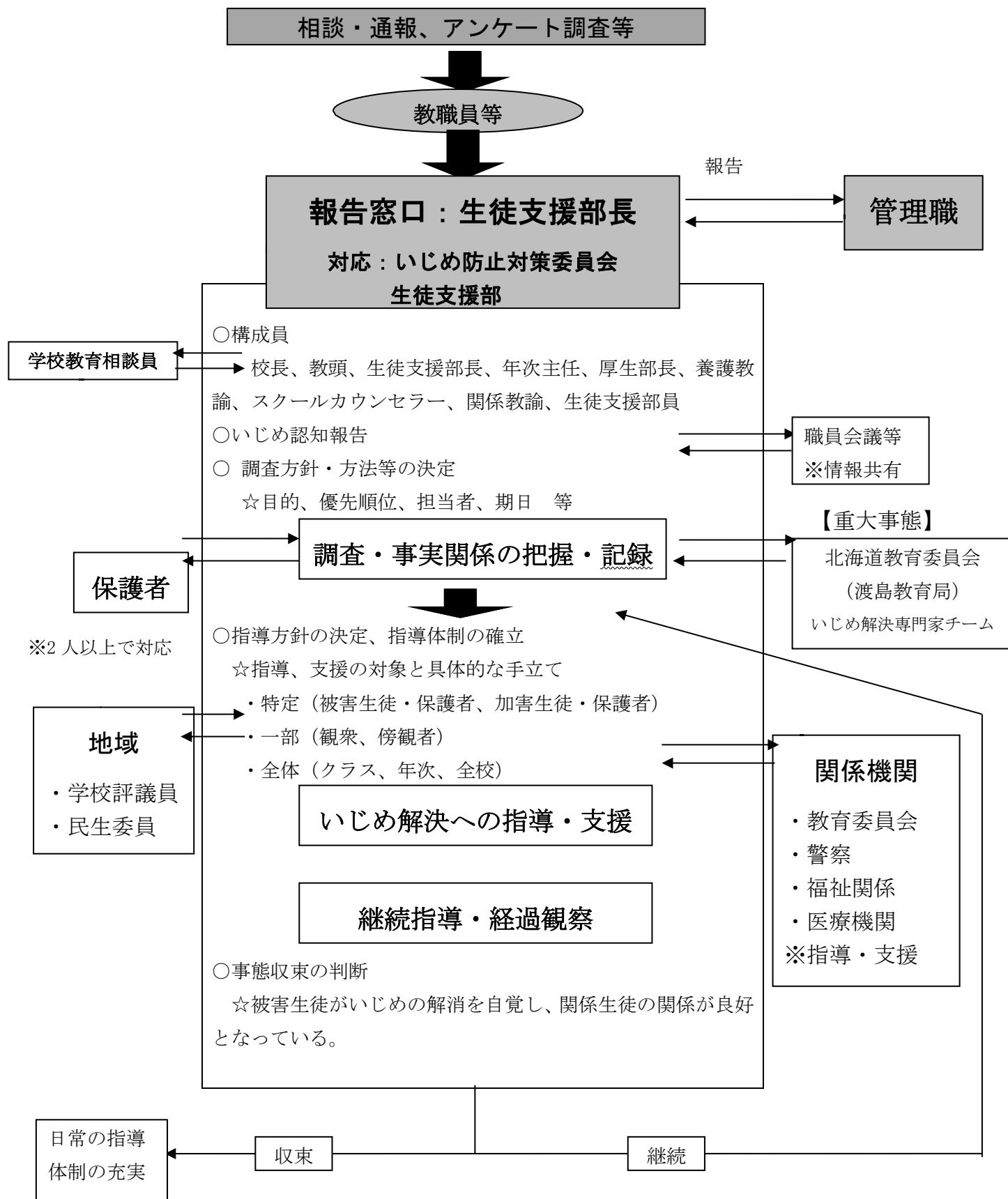
※「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行）」及び「北海道いじめ防止基本方針（令和 5 年 3 月改定）」に基づき策定

※平成 30 年 4 月 1 日改定
※令和 5 年 4 月 27 日改定
※令和 5 年 8 月 17 日改定
※令和 5 年 10 月 5 日改定
※令和 6 年 4 月 1 日改定
※令和 7 年 4 月 28 日改定

日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）【重大事態を含む】



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

<日常の行動や様子等>

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。
- ☐ 教職員の近くにいたがる。
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- ☐ 交友関係が変わった。
- ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- ☐ 表情が暗く（さえず）元気がない。
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。
- ☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- ☐ 体に擦り傷やあざができてことがある。
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。

<授業や昼食時の様子>

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
- ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしたりからかいがある。
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。

<放課後の様子>

- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- ☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。
- ☐ 一人で下校することが多い。
- ☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。
- ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。
- ☐ 部活動の話題を避ける。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入ってコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ☐ 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ☐ 教員が近づくと、不自然に分散する。
- ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりなど、サインを見逃さないようにする。

- ☐ 嫌なあだ名やばかにしたような発言が聞こえる。
- ☐ 席替えなどで近く of 席になることを嫌がる。
- ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
- ☐ 壁等にいたずらや落書きがある。
- ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えおくことが大切である。

＜登校するまでの様子＞

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

＜日常における家庭生活の変化＞

- ☐ 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

＜持ち物の変化＞

- ☐ 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

＜友人関係の変化＞

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNS など）を気にする。
- ☐ いじめの話をするとう強く否定する。

＜家族との関係の変化＞

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしるようになる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。